

(その1)

収支報告書 (令和 5 年分)

(ふりがな) (こうめいとう ふなばしそうしぶ)

- 1 政治団体の名称 公明党 船橋総支部
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県船橋市芝山6-11-4
- 3 代表者の氏名 仲村 秀明
- 4 会計責任者の氏名 松橋 浩嗣

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

問合せ先
 (担当者) 松橋 浩嗣
 (電話) 090-1255-4242

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 (現職 ・ 候補者等)
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類 (現職 ・ 候補者等)



(※) 資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

140000
 1/5

定内郵資国全領
 解後送() () 場() 過

F1 F2 F3 F4 F5 F6
 Y 1/4 J

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

✓

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)	←	16,	931,	377
① (前年からの繰越額)	←	2,	024,	334
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G)	←	14,	907,	043
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)		14,	844,	498
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1) - (2))		2,	086,	879

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金 額 A				0
員 数				0

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	11,	648,	390		内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕			0		
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附			0		内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附			0		
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	←	11,	648,	390	(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあつせんによるもの〕			0		
イ 政 党 匿 名 寄 附			0		内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア + イ)		←	11,	648,	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				6,000			千葉県船橋市習志野台8-12-4	公務員	
				3,000		R5. 3. 20			
				3,000		R5. 4. 12			
				10,000			千葉県船橋市北本町2-8-1-407	なし	
				7,000		R5. 3. 22			
				3,000		R5. 3. 22			
				3,000		R5. 3. 22	千葉県船橋市芝山5-48-8	会社員	
				15,000			千葉県船橋市本町4-44-25-1603	開業医	
				5,000		R5. 3. 22			
				10,000		R5. 4. 21			
				5,000		R5. 3. 22	千葉県船橋市飯山満町2-521-114	会社員	
				10,000			千葉県船橋市飯山満町3-1537-7	会社員	
				5,000		R5. 3. 22			
				5,000		R5. 4. 17			
800				49,000					
810									→ ※ 下記注意(1)参照。
900									→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				10,000			千葉県船橋市松が丘5-46-4	なし	
				5,000	R5. 3. 22				
				5,000	R5. 4. 17				
				15,000			千葉県船橋市田喜野井5-25-3	自営業	
				5,000	R5. 3. 23				
				10,000	R5. 4. 17				
				80,000	R5. 3. 27		千葉県船橋市前原西8-12-8	なし	
				10,000			千葉県船橋市海神2-22-1-1204	会社員	
				5,000	R5. 3. 28				
				5,000	R5. 4. 14				
				3,000	R5. 3. 28		千葉県船橋市三山6-8-8	なし	
				4,000			千葉県船橋市前原東5-48-23	アルバイト	
				1,000	R5. 3. 30				
				3,000	R5. 3. 30				
				10,000	R5. 3. 30		千葉県船橋市坪井西2-6-5	なし	
8	0	0	この頁の小計	132,000					
8	1	0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分	個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		鬼島 幸光			6,000		千葉県船橋市芝山6-61-3-211	会社員	
					3,000	R5. 3. 30			
					3,000	R5. 4. 21			
		小澤 雅子			5,000		千葉県船橋市若松2-5-6-206	なし	
					2,000	R5. 3. 31			
					3,000	R5. 3. 31			
		木村 修			5,000	R5. 3. 31	千葉県船橋市旭町3-2-26	市議会議員	
		佐藤 潤			6,000		千葉県船橋市山野町131-308	会社員	
					3,000	R5. 3. 31			
					3,000	R5. 3. 31			
		猿谷 賢治			20,000		千葉県船橋市坪井西2-7-13	会社員	
					10,000	R5. 4. 3			
					10,000	R5. 4. 17			
8	0	0	この頁の小計		42,000				
8	1	0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分	個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		大類 直也			8,000		千葉県船橋市若松2-8-10-104	なし
					3,000	R5. 4. 5		
					5,000	R5. 4. 17		
		志渡澤 かをる			10,000		千葉県船橋市咲が丘4-3-25	パート
					5,000	R5. 4. 5		
					5,000	R5. 4. 5		
		立川 映子			10,000		千葉県船橋市東船橋2-6-1	自営業
					3,000	R5. 4. 7		
					7,000	R5. 4. 11		
		大野 賢			10,000	R5. 4. 17	千葉県船橋市馬込西2-20-16	会社員
		中村 文典			10,000	R5. 4. 17	千葉県船橋市丸山1-9-4	会社員
		長島 勝敏			10,000	R5. 4. 17	千葉県船橋市丸山4-53-11	会社員
		柴山 雅明			3,000	R5. 4. 18	千葉県船橋市本町2-19-4	会社員
		袴田 千代子			5,000	R5. 4. 21	千葉県船橋市海神町南1-1569-1-616	なし
8	0	0	この頁の小計		66,000			
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名			金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		阿南三千子			40,000		千葉県船橋市市場4-8-16	弁護士	
					20,000	R5. 3. 31			
					20,000	R5. 3. 31			
8	0	0	この頁の小計		40,000				
8	1	0	その他の寄附		11,319,390				→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計		11,648,390				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 (2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。
 (4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1	経 常 経 費									
	(1) 人 件 費				0					
	(2) 光 熱 水 費				21,648					
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				324,272					
	(4) 事 務 所 費				234,929					
	小 計 (1)～(4)				580,849					
2	政 治 活 動 費									
	(1) 組 織 活 動 費				652,475					
	(2) 選 挙 関 係 費				1,885,143					
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※				586,118					
内 訳	ア 機関紙誌の発行事業費				0					
	イ 宣伝事業費				586,118					
	ウ 政治資金パーティー開催事業費				0					
	エ その他の事業費				0					
	(4) 調 査 研 究 費				0					
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金				11,139,913			9,435,774		
	(6) そ の 他 の 経 費				0					
	小 計 (1)～(6)				14,263,649				9435774円	
	合 計				14,844,498					←1の小計と2の小計の合計を記載すること。

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費	4. 宣伝事業費		5. その他の事業費	6. 調査研究費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考			
メガホン一式代	十億 百万 千 円 247,500	R5. 2. 17	株式会社ヨコプロ	神奈川県横浜市港北区日吉本町1-5-39丸京ビル2F				
ポロシャツ代	50,958	R5. 6. 30	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル1F				
この頁の小計	298,458							
その他の支出	354,017							
合計	652,475							

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
 - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(陣中見舞)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
陣中見舞	十億	百万	千 596,012	円	R5. 1. 24	葛生正文選挙事務所	千葉県船橋市習志野台4-77-6	
陣中見舞			66,032		R5. 2. 21	まつはしこうじ事務所	千葉県船橋市南本町15-10-401	
陣中見舞			622,103		R5. 2. 24	草場智泉選挙事務所	千葉県船橋市夏見台4-20-35	
陣中見舞			533,591		R5. 3. 7	仲村秀明選挙事務所	千葉県船橋市芝山6-11-4	
陣中見舞			67,405		R5. 3. 29	桜井信明 事務所	千葉県船橋市三咲7-22-5	
この頁の小計			1,885,143					
その他の支出			0					
合計			1,885,143					

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
 - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(広宣材料費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
のぼり旗代	164,120	R5. 5. 19	株式会社ハクロマーク製作所	兵庫県姫路市西中島284-8		
この頁の小計	164,120					
その他の支出	113,538					
合計	277,658					

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
 - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費	4. 宣伝事業費		5. その他の事業費	6. 調査研究費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	(寄附金)		
寄附金	十億 百万 千 円 422,396	R5. 1. 4	葛生正文後援会	千葉県船橋市習志野台4-77-6				
寄附金	159,600	R5. 1. 9	鈴木郁夫後援会	千葉県船橋市前貝塚町634-1-101				
寄附金	97,155	R5. 1. 31	鈴木心一後援会	千葉県船橋市松が丘3丁目49番地 北習志野グリーンハイツ2号棟206号室				
寄附金	207,416	R5. 1. 31	なかむらひであき後援会	千葉県船橋市芝山6-11-4				
寄附金	130,567	R5. 1. 31	桜井信明後援会	千葉県船橋市三咲7-22-5				
寄附金	123,233	R5. 2. 19	まつはしこうじ後援会	千葉県船橋市南本町15-10-401				
寄附金	383,748	R5. 2. 13	草場智泉後援会	千葉県船橋市夏見台4-20-35				
この頁の小計	1,524,115							
その他の支出	180,024							
合計	1,704,139							

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
 - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入		
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費	4. 宣伝事業費		5. その他の事業費	6. 調査研究費	7. 寄附・交付金
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
上納金	十億	百万	千	円					
上納金		9,	249,	774	R5. 6. 7	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3		
上納金			186,	000	R5. 6. 7	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3		
この頁の小計		9,	435,	774					
その他の支出				0					
合計		9,	435,	774					

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
 - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳										
支 出 項 目			金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
			十億	百万	千	円				
		上 納 金		9,	249,	774	R5. 6. 7	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3	
		上 納 金			186,	000	R5. 6. 7	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3	
8	0	0				9,435,774				
9	0	0				9,435,774				

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意 (1) すべての団体が提出するものであること。

(2) 団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3) 「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 1 月 5 日

政治団体の名称 **公明党 船橋総支部**

会計責任者の氏名 **松橋 浩嗣**



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要